

# 要 望 書

全国市議会議長会は、令和8年度建設運輸施策等に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和7年11月

全 国 市 議 会 議 長 会  
会 長 丸 子 善 弘  
(山形市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会  
委員長 渡邊 雄三  
(燕市議会議長)



## 目 次

### 【第 120 回評議員会 決議】

1	地方税財源の充実確保及び 地方創生・地方分権の推進に関する決議	1
2	頻発・激甚化する大規模災害等からの 防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議	5

### 【第 184 回建設運輸委員会 議決事項】

1	自然災害対策の推進	11
2	各種交通基盤整備の推進	15
3	都市基盤整備の推進	21
4	観光施策の推進	27



# 1 地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議

我が国は、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより、経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかっている状況にある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実、防災・減災対策の推進、こども・子育て政策の強化、地域の資源を生かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の充実確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進、デジタル社会の実現など、地方行財政の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 令和8年度地方財政対策について

- (1) 地方創生とデジタル化、社会保障、防災・減災などの重要課題や人件費の増加、物価高に対応するため、地方財政の歳出の伸びを十分確保した上で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債等の特例措置に依存しないこと。
- (3) こども・子育て政策の強化に向け、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保するとともに、地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

## 2 令和8年度税制改正について

- (1) きめ細かな行政サービスを今後も安定的に提供していくため、地方税制を拡充強化すること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
- (2) 個人住民税は、地方自治体にとって重要な基幹税であることから、その充実確保を図ることとし、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。  
なお、所得税・個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合であっても、地方交付税原資の減少分も含め、代替となる恒久財源を確保すること。
- (3) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。
- (4) 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、税負担の公平性の観点から検討し、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税財源を安定的に確保できることにすること。  
いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の減収に対する代替となる恒久財源を措置するなど、安定的な財源を確保すること。
- (5) ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。
- (6) 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。

### 3 地方創生の推進等

#### (1) 地方創生の着実な推進等

「地方創生 2.0 基本構想」に掲げた「目指す姿」の実現に向けて、関連施策を着実に推進するとともに、総合戦略の策定及び「地域未来戦略」の推進に当たっては、地方の意見を十分に反映し、関係予算を安定的に確保すること。

#### (2) 東京一極集中の是正

どこに住んでいてもその地域の魅力を享受しながら豊かに暮らせる社会をつくり、東京圏から地方への人の流れを生み出すため、地方への移住や企業移転、関係人口の増加等の関連施策に加え、魅力ある働き方・職場づくりを進め、男女を問わず若者が、積極的に地方での生活を選択できるよう実効性のある施策を開発すること。

#### (3) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充するとともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

### 4 地方分権の推進

#### (1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの緩和」を進めること。

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌基準化に積極的に取り組むこと。

#### (2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

## 5 デジタル社会の実現

### (1) デジタル格差の解消

地域間のデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

### (2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないよう、個人情報の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

### (3) 基幹業務システムの標準化等の安全・確実な実現

地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行については、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に実現できるよう、各自治体の推進体制や進捗状況等も踏まえつつ、万全の対策を講じること。

特に、システム移行経費等に対して全額国費による補助を行う「デジタル基盤改革支援補助金」については、移行作業に必要な額を確実に措置するとともに、移行後の運用経費については大幅な増加が懸念されることから、国が主体となって実態を把握し、地方の負担増とならないよう配慮すること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

以上決議する。

令和7年11月5日

全国市議会議長会

## 2 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。昨年1月1日には「令和6年能登半島地震」が発生し、今もなお、能登地方を中心に多くの住民が不自由な生活を強いられており、被災地では復旧・復興に向け、不断の努力が重ねられている。

また、毎年のように豪雨や台風などに見舞われており、既に本年においても台風の襲来や線状降水帯の発生により、全国各地に深刻な被害がもたらされている。こうした各種の自然災害から、国民の生命、身体及び財産を守るために、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務であるとともに、災害発生時の避難対策の強化や避難所の環境整備と合わせ、災害発生後の迅速な復旧・復興対策が重要な課題となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策等の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靭化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。
- (3) 令和6年能登半島地震の教訓を活かし、復旧・復興の基軸となる道路ネットワークの機能強化に向けた支援を図ること。

## 2 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

## 3 土石流対策の強化について

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用について、地方公共団体が行うパトロールなど、違法性や危険性の疑いのある盛土等の早期発見につながる取組や、発見した場合の緊急対応や行政処分などが適正に行われるよう、必要となる財政的・技術的支援を行うこと。

## 4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化とともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組むため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、令和8年度以降も各種施策を切れ目なく実施すること。また、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、十分な財源を確保すること。
- (3) 上下水道をはじめとするインフラの防災・老朽化対策への財政支援の一層の強化を図ること。  
特に、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、地方財政計画における公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。

- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靭化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、上下水道やその他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靭化を図ること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

## 5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援制度については、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

## 6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 住民の速やかな避難行動を促すため、避難所について冷暖房の整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所について、感染症対策をはじめ、衛生・生活環境水準の改善が図られるよう、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などを支援すること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (4) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測精度向上のための二重偏波気象ドップラーレーダーの設置及び迅速な地震速報や津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。

## 7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

## 8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

## 9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

以上決議する。

令和7年11月5日

全国市議会議長会



# 1 自然災害対策の推進

我が国は、自然的・地理的条件から台風、豪雨、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっており、特に近年、各地で豪雨災害や大規模地震等が発生し、甚大な被害をもたらしている。

地方自治体は、こうした自然災害に備え、様々な対策を講じているが、住民の生命、身体及び財産を守るために、自然災害対策の更なる充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 台風・豪雨対策の推進について

(1) 流域治水の着実な推進を図るため、流域治水の本格的実践に必要な予算・財源の確保などの支援を行うこと。

また、第1次国土強靭化実施中期計画に基づく取組を推進するにあたっては、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

(2) 気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応する流域治水の取組を推進するため、河川整備計画に沿った整備の促進に加え、適正な維持管理を実施すること。

また、河川改修事業を計画的かつ着実に実施することにより河道断面の確保を図り、洪水時の流下能力を確保するほか、準用河川改修事業を実施する市町村への補助の拡大、既存ストックを貯留施設へ改築する際の補助制度の創設を図ること。

(3) マイ・タイムライン（各自の防災行動計画）の普及や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりなど、流域治水の取組に必要な財政的・技術的な支援を行うこと。

- (4) 土砂災害防止法及び急傾斜地法に規定されている各施策の一層の強化を図ること。

## 2 地震・津波対策等の推進について

- (1) 南海トラフ地震対策特別措置法や日本海溝・千島海溝地震特別措置法に基づく津波避難対策のための集団移転促進事業の採択要件緩和及び国庫補助の引上げを行うこと。
- (2) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に盛り込まれる津波防護施設、海岸保全施設等の施設整備など、各事業への財政支援の充実強化を図ること。
- (3) 地震のみならず豪雨災害対応の中心的施設となる庁舎や、学校施設を含む避難施設等の建設及び耐震補強については、緊急防災・減災事業債の拡充などにより、地方自治体が行う防災・減災対策の財源を十分に確保すること。
- (4) 住宅の耐震化率を向上させるため、住宅の耐震化に対する市民意識の高揚を促すとともに、耐震診断や耐震改修等への財政支援を拡充し、住宅耐震化推進施策の抜本的強化を図ること。
- また、昭和56年6月1日以降に着工した家屋についても多数の地震被害が発生していることから、現行の建築基準法の早期見直しを行い、補助対象とすること。
- (5) 木造住宅耐震補強に対する補助について、現行の補助限度額の引き上げ、並びに安価に短期間で実施できる個室の耐震化・耐震シェルター・防災ベッドなどを対象とした補助の拡充を行うこと。
- (6) 宅地耐震化推進事業の交付率を引き上げるとともに、交付要件を緩和すること。

### 3 災害復旧・復興支援について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、復旧事業に対する十分な予算を確保すること。また、災害復旧事業の早期採択を行うとともに、事業に要する経費の地方負担に対して、迅速な補正予算措置や特別交付税の増額配分など、更なる支援の充実強化を図ること。
- (2) 被災地の復旧・復興に当たっては、再度の災害発生を防ぐため、原形復旧に留まらず、改良復旧（適応復興）も積極的に推進すること。また、改良復旧事業の採択基準を緩和すること。
- (3) 公共土木施設や農地等の災害復旧のための費用負担に関して、国庫補助のかさ上げを行う激甚災害制度の指定基準の要件を緩和し、使い勝手がよいものとすること。

### 4 災害対応の充実強化について

- (1) 地域の実情に合わせた、より一層の細密な台風や集中豪雨等の観測体制及び予測体制の充実強化を図ること。
- (2) 防災や復旧などの技術職の専門人材が不足している地方自治体に対する支援の充実強化を図ること。あわせて、災害時の現場対応や地方自治体の支援において大きな役割を担う国の地方機関の人員体制についても引き続き充実強化を図ること。
- (3) 地方自治体が作成するハザードマップについて、技術支援の強化や作成に要する人的支援及び財政支援の拡充を図ること。
- (4) 自然災害による被害を最小限に抑えるため、河川の水位や積雪状況などリアルタイムで把握するためのカメラの増設などの導入に係る十分な財政支援を講じること。

- (5) 避難所におけるDVT（深部静脈血栓症）検診の導入について地方自治体へ周知すること。また、DVTを発症させないためにも、避難所開設当初から段ボールベッド等の簡易ベッドの迅速な設置について引き続き周知するとともに、財政支援についても充実強化を図ること。
- (6) 避難所における空調整備や井戸の整備など、避難所環境の改善に向けた取組の強化が必要であるが、多額の費用を要することから財政支援の強化を行うこと。
- (7) 地方自治体が民間施設を避難所として使用した際の借上費用について、災害救助法の適用基準に満たない規模の災害に対しても財政措置を講じること。
- (8) 上下水道が寸断されている状況では、水洗トイレを使用することができず衛生面や体調面等に悪影響を及ぼすことから、全国を網羅して広域的に配備するトイレカー（トイレトレーラー）の整備を進めること。
- (9) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援の拡充を図ること。なお、被災者生活再建支援制度については、支援金の支給対象を全ての半壊や一部損壊にまで拡大するとともに、上限額の引上げ、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。

## 2 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、住民生活や地域の経済、産業を発展させるなど、地方創生の実現に欠かすことのできない重要な社会資本であり、これらの社会資本整備が進んでいない地域は、地方創生の取組を進める上で、大変不利な状況にある。

また、全国各地で地域住民の生活を支える地域鉄道やバス路線の廃止が相次ぐなど、各種交通を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっていることから、各種交通基盤の維持や、より一層の整備促進、支援施策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 道路の整備促進について

- (1) 道路の計画的な整備と適切な維持管理のほか、渋滞や事故ポイントの解消を図るため、道路関係予算の所要額を長期安定的に確保すること。
- (2) ミッシングリンク（未開通区間）を解消するため、高規格幹線道路と地域高規格道路を合わせた高規格道路ネットワークの早期整備を図るとともに、安定的に道路整備等を実施できるよう、建設資材高騰や労務費の上昇を踏まえた財源の確保に万全を期すこと。
- (3) 高規格道路ネットワークについて、時間距離の短縮による国土の連結強化や地域生活圏の交流人口確保を図るためにも、所要の財源を確保し、整備促進を図るとともに、候補路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、計画路線への格上げを図ること。
- (4) 高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題も検証しながら適時適切な見直し検討を行い、公正妥当な制度の実現を図ること。

また、利用率向上に向け、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。

- (5) 高速道路の債務の確実な償還及び将来の更新等に対応可能な料金制度とすること。
- (6) 地方自治体間における圏域を超えた新たな社会や経済圏の形成及び発展のため、平常時、災害時ともに物流・人流を確保することができるよう、暫定2車線区間の4車線化やバイパス、環状道路など、広域的な道路ネットワークの整備を促進するとともに、必要な財源を確保すること。
- (7) 積雪寒冷地域等の道路除排雪体制を確保・維持するための安定した財源確保と各種雪対策の一層の充実強化を図ること。

## 2 新幹線鉄道等の整備促進について

- (1) 整備新幹線の着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間については、整備方針を早期に策定すること。  
また、基本計画路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、整備計画への格上げを図ること。
- (2) 整備新幹線の建設に当たっては、安定的な事業推進が可能となるよう、建設財源を確保するとともに、地方負担に対する適切な財源支援措置を講じること。  
また、既着工区間の工事費の増額分については、沿線自治体に新たな負担が生じないよう対処すること。
- (3) 新幹線整備に当たっては、沿線自治体のまちづくりに係る都市計画事業等の進捗に合わせ、着実に整備を進めること。  
また、整備効果拡大のため、安全運行を確保した上で走行速度の向上や運行本数の確保、二次交通への運行支援など、旅客利便性の向上に対する支援を行うこと。
- (4) 整備新幹線やリニア中央新幹線については、沿線環境への影響を配慮しつつ早期開業を実現すること。  
また、高速交通ネットワーク形成に伴う産業や観光振興、まちづくりに寄与するインフラの早期整備を図ること。

### 3 公共交通の確保・維持について

#### (1) 地域公共交通の充実強化

- ① 利用者の減少やエネルギー価格の高騰等により、厳しい経営環境に置かれている地域公共交通の事業者及び地方自治体に対し、路線を維持するための財政支援を引き続き講じること。
- ② 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保及び充実のため、地域公共交通活性化再生法に基づく再構築の取組を着実に推進できるよう地方への支援を行うこと。
- ③ ローカル鉄道や路線バスについて、地方自治体が主体となる公有民営方式の導入や交通DX・GXの推進、低炭素社会の実現を図るため、新たな公共交通ネットワーク構築の支援をはじめ、既存の税制や法制の特例措置を講じること。
- ④ バス路線及びコミュニティバス、デマンド型交通等が公共交通として機能するよう包括的な支援体制を構築し、公共交通空白地の解消を図るとともに、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等について、地域の実情に応じて補助制度を拡充すること。
- ⑤ 離島における燃料供給については、地理的条件により本土との価格差が顕著で常に格差を強いられており、コミュニティバスなどの公共交通機関に与える影響が非常に大きいことから、財源措置などの必要な支援を行うこと。
- ⑥ 公共交通の担い手を将来にわたって安定的に確保していくため、運転手等の人材の確保及び育成に係る支援体制を整備するとともに、働き方改革の推進に取り組むこと。
- ⑦ 地域公共交通の再構築に当たっては、鉄道・バスに係るEV車両や自動運転車両など先進的な車両の導入等を支援する事業の推進を図ること。
- ⑧ 鉄道駅やバスターミナルなど、旅客施設のバリアフリー化の推進を図るため、財政措置の充実強化を図ること。

⑨ 高齢者や障がい者等交通弱者が社会生活・経済活動を維持できるよう、自動運転移動サービスの導入を含めた地域公共交通の環境整備、地方自治体が実施するバス・タクシー等の利用促進施策、超小型モビリティ（小型自動車）をはじめとする新たな交通手段の開発などに対する支援の充実強化を図ること。

また、自動運転システムについてはレベル4以上の車両の開発促進など、自動運転車両の実現化に向けた環境整備を加速させること。

⑩ 学校による送迎負担の軽減とバス事業者の収支改善を図るため、路線バスとスクールバスの運行を実質的に統合する取組に対する支援を講じること。

## **(2) 鉄道事業に対する支援**

① 新幹線開業時にJRから経営分離される並行在来線の存続のため、地方負担の軽減等に係る新たな方策を講じること。

また、運営費助成や交付税措置の拡充、初期投資及び施設更新費用に係る鉄道事業者への補助制度の創設、譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充、JR路線等への乗継割引に対する財政支援制度の創設等、経営の安定化に向けた支援の充実強化を図ること。

② 地域住民の移動手段の確保の重要性に鑑み、地域鉄道関係予算の所要額を確保すること。また、地域鉄道や路面電車を支援している地方自治体に対する、財政措置の充実強化を図るとともに、鉄道事業者への経営損失に対する欠損補助制度を創設すること。

③ 鉄道事業再構築実施計画に基づく、車両設備などの鉄道施設の整備に係る補助割合を堅持するとともに、地方自治体が行う車庫の整備や遮断機などの予備品の購入経費に係る補助対象の拡充を図ること。

- ④ 地方自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、国土交通大臣が組織する地域鉄道の再構築協議会においては、廃止ありきの協議ではなく、地域住民の利便性の確保に取り組むこと。
- ⑤ 赤字の地域鉄道について、経営の上下分離方式により存続を図る場合には、鉄道施設等の譲渡などに対して法人税等にかかる税制上の特例措置を講じるなど、存続に向けた支援を強化すること。
- ⑥ 沖縄県の慢性的な交通渋滞の緩和と均衡ある持続的な発展を図るため、沖縄振興計画に掲げる鉄軌道を含む新公共システムの早期導入に加え、本島（中）南部圏域への鉄軌道の延伸等を図ること。
- ⑦ J R 北海道が経営改善に向けた取組を着実に進めるよう、国の支援の拡充を行うこと。
- ⑧ 各旅客会社が J R 貨物の負担軽減のため、線路の維持管理費の多くを負担する現行ルールの見直しなど、負担軽減についての新たな仕組みを早急に構築すること。
- ⑨ 早急な対応が迫られている橋梁やトンネル、高架橋などの老朽化した鉄道施設について、保全・更新や耐震化などの推進を図ること。

### **(3) 離島航路等に対する支援**

- ① 離島の生命線となっている離島航路・航空路の確保・維持を図るため、就航する船舶の建造や航空機の購入及び運航費等に対する支援措置を拡充するとともに、支援策の抜本強化を盛り込んだ新たな法律を早期に制定すること。
- ② 離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットフォイルの代替船建造や新船建造に対する財政支援を行うこと。
- ③ 特定国境離島の観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者に、当該地域への観光客やビジネス客も加えること。

## 4 空港の整備促進について

- (1) 地方の産業・経済や地域住民の生活を支える基盤として重要な役割を担っている地方の航空路線を維持・活性化するため、適切な措置を講じること。
- (2) 空港へアクセスする鉄道及び道路等の整備促進を図るとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。

## 5 港湾の整備促進について

- (1) 港湾を大規模災害に備えた防災拠点とするため、防波堤や防潮堤、耐震強化岸壁の整備など、災害対応力を強化すること。また、既存港湾施設について、予防的な維持管理による計画的、総合的な港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策を推進すること。
- (2) 海上輸送網の拠点である港湾は、地域の雇用と経済を支える重要な役割を担っていることから、防災機能の向上及び物流効率化に向けた予算を確保すること。
- (3) クルーズ客船の受入態勢の拡充や旅客船及び貨客船に対する利便性の向上を図るため、岸壁や旅客ターミナル等整備による港湾関係施策を充実強化すること。
- (4) 太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点からも日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (5) 地方港湾を中心に各種港湾の防波堤、岸壁等の港湾施設について、地方創生港整備推進交付金等による一層の支援措置を講じること。

### 3 都市基盤整備の推進

街路や公園などの都市基盤は、住民にとって快適で豊かな生活環境をもたらすとともに、地域活性化に不可欠なものである。また、強靭で持続可能な上下水道の構築は、ライフラインとして非常に重要である。

しかしながら、多くの社会資本の老朽化が深刻になるなど、様々な問題を抱えている。さらに、土地利用に関しては、人口減少、高齢社会の進行などにより、空き家・空き地などの増加や所有者不明土地の問題が顕在化しており、これら諸課題への対応が急務となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

##### 1 社会資本整備事業等の推進について

- (1) 地方自治体が社会資本整備を行う上で重要な役割を担っている、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (2) 橋梁やトンネル等の老朽化対策については、予防保全や新技術も活用し、維持管理の高度化・効率化や機能向上型更新を安定的かつ計画的に進めていくために必要な予算を確保するとともに、緊急に修繕等の措置が必要な場合には、優先的に財政支援を行うこと。
- (3) 公共工事の担い手不足が懸念される中、公共工事の平準化を促進するため、補助対象事業において、債務負担行為の活用や繰越明許が円滑に行えるよう特段の支援措置を講じるとともに、地方自治体に対して統一的な情報提供などに取り組むこと。
- (4) 建設業において 2024 年度から時間外労働の上限規制が適用され、大幅な人手不足が生じていることから、適正な工期設定や工程合理化による生産性向上などの取組を推進すること。

## 2 市街地整備の推進について

- (1) 都市機能の増進及び経済活力の向上に係る中心市街地活性化法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。
- (2) コンパクトシティ推進に係る都市再生特別措置法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。  
また、同法に基づき地方自治体が策定する立地適正化計画について、策定段階での支援を拡充すること。
- (3) 災害時の移動・輸送や交通の混雑の緩和等に資する自転車活用の推進を図るため、自転車専用道路・自転車専用通行帯、シェアサイクル施設等の整備を推進すること。  
また、放置自転車の解決に向けて、駐輪場等の整備に対する支援を図ること。
- (4) 災害に強いまちづくりのため、地震や火災時等の避難地や復旧・復興の拠点となる防災公園の整備を推進すること。また、都市公園の整備を推進するため、都市公園事業や緑地保全等事業などに対し十分な支援措置を講じるとともに、歴史や景観など、地域の特色を活用した公園設置への支援を図ること。
- (5) 都市の緑地保全のため、緑地の公有地化への財政的支援制度の拡充を図ること。また、公有緑地の維持管理経費など、都市緑地の環境整備費用への補助制度や、私有緑地の所有者に対する相続税の納税猶予など、税負担の軽減制度を創設すること。
- (6) 歩行者の安全確保のため、ガードパイプ・ガードレール等の交通安全施設の整備を促進すること。

## 3 空き家・空き地及び所有者不明土地対策の推進について

- (1) 空き家を解体した土地に対し、住宅用地特例が適用されるものと同等の固定資産税の減免措置を全国一律で創設すること。また、住宅の新築に対する住宅ローン控除と同様、空き家解体に係る費用を所得控除の対象とする税制優遇措置を創設すること。

- (2) 地方自治体が空き家・空き地及び所有者不明土地対策を適正に推進できるよう、財産管理制度の円滑な活用や残置物の処理方法及び先進事例等を整理して情報提供するなど、支援を強化すること。
- (3) 特定空家や管理不全空家の発生を防止するため、所有者及び相続人の管理責任の更なる強化を図ること。
- (4) 不動産の所有権移転や住所変更の登記を促進するため、登録免許税の軽減措置の継続・拡充など所有者の負担軽減を図ること。
- (5) 空き家・空き地の長期間の放置や増加を抑制するため、流通を促進する仕組みを充実するとともに、空き家・空き地バンクの運用や所有者への働きかけなど、地方自治体が行う取り組みに対して財政的・技術的な支援を行うこと。
- (6) 空き地・空き家の所有者情報について、所有者の同意が得られない場合においても、空家等管理活用支援法人や所有者不明土地利用円滑化等推進法人等に提供し有効活用できるよう、守秘義務を緩和する仕組みを検討すること。
- (7) 空家対策特別措置法の対象外である「長屋」については、条例で対応しているが、課税情報の利用や是正指導の実効性などに限界があることから、同法の対象に加えること。
- (8) 廃業旅館、マンション、工場などの大規模空き家対策について、単独の自治体では財政的、人的負担が過大なため、国や都道府県が管轄する制度を構築すること。
- (9) 倒壊する危険のある空き家等に対し、地方自治体の代執行による除却を推進するための財政措置及び所有者への解体費用の助成を拡充すること。
- (10) 空き地における草木の繁茂等生活環境問題について、市区町村に指導権限を与え問題解決が図られるよう、空家対策特別措置法と同様の法整備を図ること。

- (11) 所有者不明土地の早期解消を図るため、不動産登記システムと住民基本台帳ネットワークシステム等との連携を図るなど、多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組みを構築すること。
- (12) 地籍調査について、効率的な調査手法の積極的な導入を推進するとともに、地域からの要望を踏まえ、必要な予算を十分に確保すること。
- (13) 空き家・空き地対策を担う人材を育成するため、専門家の派遣制度や研修機会の充実を図ること。
- (14) 広く国民に対し様々な媒体を通して、空き家・空き地の問題意識の醸成と不動産の適正管理・活用の啓発を図ること。

#### 4 水道整備の推進について

- (1) 水道施設の耐震化や老朽施設の更新、水道事業の広域化を推進し、将来に向けて安全で強靭かつ持続可能な水道施設を構築できるようにするため、必要な予算を確保するとともに、生活基盤施設耐震化等交付金などの国庫補助採択基準の撤廃ないし緩和を図ること。  
また、地方自治体の財政状況を考慮した交付金制度の拡充及び手続きの簡素化を図ること。  
このほか、老朽施設の更新・耐震化を促進するための技術的支援を強化するとともに、最新技術の導入支援や専門家派遣制度の充実を図ること。
- (2) 補助対象となっていない、配水支管に対する補助制度を創設すること。
- (3) 耐震化計画策定・実施に対する財政支援の拡充を図ること。また、画一的な基準ではなく、地域の実情に応じた柔軟な耐震化計画の策定を可能とし、地域特性や地盤状況を考慮した計画策定について支援すること。

- (4) 災害発生時における応急給水体制の強化を図るため、地方自治体が行う給水拠点の整備や緊急時対応マニュアルの作成に対して支援すること。

また、広域連携による相互応援体制を強化し、災害発生時には、被災した自治体と支援する自治体等との調整を図るとともに、資機材の支援をはじめとする必要な措置を講じること。

- (5) 有機フッ素化合物（PFOs・PFOA等）の検査を水道事業者へ義務付けるにあたり、円滑な実施や水質基準を満たさない場合に早急な改善措置を取れるよう、官民間わず水道事業へ財政支援を行うこと。
- (6) 水道施設や河川等における効果的な有機フッ素化合物（PFOs・PFOA等）の除去等に関する技術を確立すること。

## 5 下水道整備の推進について

- (1) 下水道事業を安定的に持続させるため、耐震化・老朽化対策をはじめとする必要な予算を確保し、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するとともに、修繕や維持に係る費用についても国庫補助対象とすること。また、新たな技術や手法の調査研究・開発・導入に対して支援すること。

このほか、集中豪雨等による河川氾濫や内水氾濫などの浸水被害を防止・軽減するための河川工事に加え、排水機場や排水ポンプ車整備、雨水貯留浸透施設の整備等を促進するためにも、十分な財源を確保すること。

- (2) 普及の立ち遅れている地域の下水道整備を推進するため、財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 下水道管路の全国特別重点調査と同様、今後、実施する下水道管路の法定定期点検についても財政措置を講じること。

- (4) 広域連携による相互応援体制を強化し、災害発生時には、被災した自治体と支援する自治体等との調整を図るとともに、資機材の支援をはじめとする必要な措置を講じること。

## 6 法定外公共物の管理に係る支援について

市町村に譲与された里道や水路等の法定外公共物について、適正に維持管理ができるよう財政支援を講じること。

## 4 観光施策の推進

観光は、地域間の交流人口や雇用の拡大など、地域経済の活性化に資するほか、国際相互理解の促進などを併せ持つ我が国的重要産業となっている。

現在、観光需要はコロナ禍前の水準を上回るまでに回復しているが、生産性の低さや人手不足といった構造的課題に直面しており、国と地方自治体が一体となった取組が求められている。

地域の活性化のためにも、宿泊施設や交通機関、旅行業などへの支援が必要であるとともに、持続可能で魅力あふれる観光地の形成に取り組み、インバウンドや国内旅行の拡大を図ることが重要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 魅力ある観光地域づくりの促進について

(1) インバウンドや国内旅行の拡大につなげていくため、受入環境の整備や観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すること。

また、特定の観光地におけるオーバーツーリズムなどに配慮し、持続可能な観光を推進すること。

(2) 豪雨や震災などで被災した地域の観光復興に資する各種支援策の迅速な実施を図ること。また、国内外に向けた正確な情報発信や風評被害の防止など、誘客に向けた支援を図ること。

(3) 観光先進国実現に向けた観光基盤の充実強化を図るための国際観光旅客税について、その税収により、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金を創設すること。

(4) 歴史的街並みの保存や美しい景観に資する無電柱化については、安全で快適な通行空間の確保に加え、防災の面からも有効であることから、積極的な支援を図ること。

## 2 国内外旅行者の増加に向けた施策について

- (1) 訪日外国人旅行者が観光地や公共交通機関においてストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や民間事業者等が行う、多言語対応やキャッシュレス決済の普及、無料Wi-Fiサービスの提供などに対する支援措置を強化すること。
- (2) 地方空港及び港湾の就航先の拡大及び利活用の推進は、地方への周遊を促し、地方の魅力を発信することから、支援の継続及び拡充を図ること。
- (3) 諸外国への訪日プロモーションを推進するため、デジタルマーケティング等を活用し、観光需要の変化を見据えた取組に対する支援措置を強化すること。
- (4) 地域に与える経済波及効果やビジネス機会の創出などの幅広い経済的意義を有する、国際会議や国際展示会等の誘致を促進すること。

